

公益財団法人 大阪コミュニティ財団 役員等の報酬及び費用に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人大阪コミュニティ財団（以下「本財団」という）定款第 18 条第 3 項、第 36 条第 1 項及び同条第 3 項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、役員、評議員及び会計監査人をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費（実費）をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 本財団の各事業年度の役員報酬の総額は、1 千万円を超えない範囲内とする。ただし、第 4 項及び第 6 項の規定により支給されるものを除く。

2 各事業年度の常勤の理事の報酬は、理事会の承認を得て代表理事が決定し、常勤の監事の報酬は、評議員会で決定する。

3 常勤役員の報酬は月額とし、本財団の職員の給与の支給日に銀行振込により支給する。

4 常勤役員の退職に当たっては、「常勤役員の退職金に関する規程」により、退職金を支給することができる。

5 評議員が評議員会に出席したとき、非常勤役員が評議員会若しくは理事会に出席したとき、又は監事が監査を行ったときは、1 人 1 回当たり 5, 000 円（手取り額）を支給することができる。ただし、支給額は、1 人 1 日当たり

5, 000円（手取り額）を限度とする。

6 役員が出張するときは、別表1に定める日当及び別表2に定める宿泊費を支給する。

（費用）

第4条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第5条 本財団は、この規程及び第3条第4項の「常勤役員の退職金に関する規程」をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（変更）

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成30年（2018年）6月27日から施行する。

別表1 日当（1日当たり）

国内出張	3, 500円
海外出張 A地域	12, 000円
B地域	10, 000円

国内出張：日帰りの出張・宿泊を伴う出張に関わらず、1日の食事（朝食・昼食・夕食）のうち2食以上の食事が別途支給される（現物支給を含む。）日がある場合は、その日の日当は半額とする。

別表2 宿泊費（1泊当たり）

国内出張	9,000円
海外出張 A地域	26,000円
B地域	19,000円

国内出張：東京（23区）に宿泊する場合は1泊当たり1,800円を、札幌、仙台、川崎、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、北九州又は福岡に宿泊する場合は、1泊当たり800円を加算する。

別表1及び別表2におけるA地域、B地域

A地域：ヨーロッパ、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド。ただし、ロンドン、パリ、ブラッセル、ローマ、ミラノ、バルセロナ、マドリッド、デュッセルドルフ、ハンブルグ、アムステルダム、モスクワ、ニューヨーク、シドニー又はメルボルンに宿泊する場合は、宿泊費1泊当たり4,000円を加算する。

B地域：A地域以外の地域。ただし、ソウル、香港、台北、バンコク又はシンガポールに宿泊する場合は、宿泊費1泊当たり4,000円を加算する。